



令和6年7月1日

各 位

会 社 名 アクサスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 久岡 卓司
(東証スタンダード市場・コード3536)
問合せ先 取締役経営管理部長 新藤 達也
(TEL. 078-391-4000)

当社連結子会社による土地建物明渡等請求訴訟の和解に関するお知らせ

当社の連結子会社であるアクサス株式会社（以下「アクサス」といいます）が、公益財団法人神戸YMCA に対して、令和5年4月14日付で高松地方裁判所に提起しておりました土地建物明渡等請求訴訟（以下「本訴訟」といいます）について、令和6年6月12日付で和解（以下「本和解」といいます）が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社の連結子会社であるアクサスが所有する香川県小豆郡土庄町字余島の土地27筆、合計125,254.58㎡（以下「本土地」といいます）について、公益財団法人神戸YMCAとの間で締結しておりました土地賃貸借契約に定める賃貸借期間の満了により、本土地の明渡しを求めて交渉を進めていたところ、交渉が不調に終わったため、本土地及び本土地上の建物（以下「本建物」といいます）の明渡し、本建物についての所有権移転登記手続、本土地の明渡しまでの地代相当額の支払、並びに土庄銀波浦～余島間旅客不定期航路事業及び池田湾周遊航路事業の返還を求めて、令和5年4月14日付で土地建物明渡等請求訴訟を起こしたもので、高松地方裁判所において審理が進められておりました。

本訴訟に関し、裁判を通じて当社の正当性を主張してきましたが、この度、裁判所からの和解勧告を受けて、本訴訟の早期解決を図る観点から和解することといたしました。

2. 和解の相手方の概要

名 称：公益財団法人神戸YMCA
住 所：兵庫県神戸市中央区加納町二丁目7番11号
代表者：代表理事 中道 基夫

3. 和解の要旨

相手方はアクサスに対し、令和8年3月31日付をもって本土地の明渡し及び本建物の所有権移転等を行い、アクサスは相手方に対し立退料を支払う内容となっております。具体的な立退料の額及びその他の和解内容の詳細につきましては、守秘の観点から、開示を差し控えさせていただきます。

4. 今後の見通し

本土地は、瀬戸内海国立公園内に浮かぶ小豆島の人気観光スポットを代表するエンジェルロードに隣接する無人島となっております。エンジェルロードは、潮の満ち干きによって、海中より道が現れたり消えたりすることにより、「大切な人と手をつないで渡ると、願いが叶う」というロマンチックな言い伝えがあり、恋人の聖地・縁結びスポットとして小豆島を代表する人気観光スポットとなっております。本土地は、そのエンジェルロードにより小豆島本島と陸続きになる無人島であり、非常に希少性の高い物件となります。

本和解の成立に伴いまして、本土地に対し、今までにない時間の過ごし方や、非日常的なシチュエーションを活かしたアクティビティの取り組み等を提案するリゾート施設の開発が可能となり、当社の酒類事業の更なる発展をはじめ、リゾート関連施設の新規事業開発を検討してまいります。これら新規事業に関しましては、リゾート開発を専門とする複数の専門事業者と協業する形での開発を検討しております。事業概要が決定次第、速やかにお知らせいたします。

なお、本和解成立が当社グループの令和6年8月期連結業績に与える影響は軽微です。業績に与える影響が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上